

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
86	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 9 児童育成料 (2) 未収金の回収業務 ④ 結果及び意見 【意見7】 財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>弁護士法人へ債権回収業務を委託しているもの以外については、奈良市が直接催告等を行い、回収業務を実施している。 その中には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）に規定される支払督促手続を経た上で、強制執行の申立てを行い、裁判所による手続によって相手側の財産を差し押さえて滞納債権を回収する必要があるものがある。この場合、滞納者の財産調査を実施する前提として、調査に係る同意をあらかじめ得ておく必要があるが、現状では同意書を徴取していない。支払督促手続をする可能性のあった債権6件について、分納誓約を結んだ際、債務承認書兼分割納付誓約書兼財産調査同意書を徴取しているとのことであるが、今後分納誓約に応じない債務者が出てくる可能性もある。そういった事態を想定し、支払督促後、債務名義取得後の預貯金等の差押え等の強制執行を実効性のあるものにするため、「奈良市バンビーホーム入所（転所）承認申請書」に財産調査に係る同意についての項目を追加するなど、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。</p>	放課後児童育 成課	検討中	<p>入所申請の際には、保護者から入所後の本市の対応について、入所取り消しの措置なども含め同意書兼誓約書を提出してもらっています。 令和7年度から当該同意書兼誓約書の中に「入所審査等や利用料の調査に必要がある場合、奈良市教育委員会が保護者や同居人の住民票及び世帯情報等を関係機関等や公簿により確認する場合があること」を明記するようにしましたが、財産調査に係る同意についての項目を追加することについては、現在の滞納者の発生件数において、財産調査を行う場合の業務負担に課の人員で対応可能かの判断が困難なため、今後の滞納者数の推移も鑑み、引き続き検討を行います。</p>	令和7年4月1日現在
126	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 17 学校給食費 (2) 未収金の回収業務 ④ 結果及び意見 【意見13】 学校給食費について遅延損害金を徴取していないが、平等性等の観点から、遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。</p> <p>市では、学校給食費の滞納者に対し遅延損害金を徴収している自治体は少ないこと、遅延損害金は民法上義務化されていないこと、徴収体制を含め費用対効果を得られないとの理由で、滞納者に対して遅延損害金の徴収は行っていない。たしかに、奈良市学校給食費の管理に関する要綱第9条に、納付期限までに学校給食費を納付しないときは遅延損害金を徴収することができる旨が規定されているが、遅延損害金の徴収を強制させるものではない。しかし、納付期限までに適切に納付している者との平等性や、未納債権の早期回収の実効性を考慮すると、滞納者からの遅延損害金の徴収を検討することが望ましい。</p>	保健給食課	措置しない (見解の相 違)	<p>遅延損害金の徴収に当たっては、未納債権の早期回収に寄与するように基準を定める必要があります。しかしながら、給食費については1件当たりの金額が小さく、遅延損害金の納付書送付に係る手間や郵送料の増加を考えると、業務効率が良いとは考えられないため措置はいたしません。</p>	令和7年4月1日現在

令和3年度「債権管理に関する財務事務の執行について」

「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
126	<p>第3 包括外部監査の結果及び意見 1.7 学校教育費 (2) 未収金の回収業務 ④ 結果及び意見 【意見14】 財産調査に係る同意を得る仕組みが整備されていない。強制執行の実効性を高めるためにも、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。</p> <p>弁護士法人に債権回収業務を委託しているもの以外については、奈良市が直接催告等を行い、回収業務を実施している。 その中には、民事訴訟法に規定される支払督促手続を経た上で、強制執行の申立てを行い、裁判所による手続によって相手側の財産を差し押さえて滞納債権を回収する必要があるものがある。この場合、滞納者の財産調査を実施する前提として、調査に係る同意をあらかじめ得ておく必要があるが、分納誓約を結んだ際、債務承認書兼分割納付誓約書兼財産調査同意書を徴取しているとのことである。しかし、分納誓約に応じない者については、財産調査の同意を得られていない。したがって、支払督促後、債務名義取得後の預貯金等の差押え等の強制執行を実効性のあるものにするため、「給食費口座振替依頼書」に財産調査に係る同意についての項目を追加するなど、あらかじめ同意を得る仕組みを整備することが望ましい。</p>	保健給食課	措置済	給食費に滞納が生じた場合に、当該債権回収に必要な範囲で個人情報調査する場合がある旨の項目を含んだ奈良市学校給食確認事項書を提出させるようにしました。	令和7年4月1日現在